

市第90号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可

1 趣旨

平成30年度に横浜市立大学がデータサイエンス学部を新設することに伴い、地方独立行政法人法第23条に基づき定める「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限」を一部変更します。

2 変更の内容

料金の上限のうち、「施設設備費」の項目について、「国際総合科学部及び医学部看護学科」の記載を「医学部医学科以外の学科」に変更します。

<施設設備費>（初年度のみ納入）

(1) 学部

| 【変更前】 | 【変更後】 |
|--------------------|----------------|
| ア 国際総合科学部及び医学部看護学科 | ア 医学部医学科以外の学科※ |
| イ 医学部医学科 | イ 医学部医学科 |

※該当する学部：国際総合科学部、医学部看護学科、データサイエンス学部

【参 考】

○地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。